

第４次君津市障害者基本計画の体系・骨子の検討

第３次君津市障害者基本計画		国の方針	市の方向性	君津市の課題	第４次君津市障害者基本計画の体系（案）			
基本理念	計画の体系				基本理念	基本目標	施策の進行方向	施策の方向
希望にあふれ、みんなが共に支え合い、創り上げる地域共生社会きみつ	基本目標 1 サービス提供体制を充実させ、自己決定の尊重と意思決定を支援 <施策の進行方向> 1 障害福祉サービスの充実 2 地域生活支援事業の充実 3 相談支援体制の構築【重点】 4 情報提供体制の充実	【国の方針】 第5次障害者基本計画 概要 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われないよう、取組を推進 ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 2. 安全・安心な生活環境の整備 ○移動ししやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣 4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害者に配慮した支援 ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備 5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保 ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供 6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援	【市の方針】 君津市総合計画 前期基本計画編 「まち・ひと・しごと創生」総合戦略 令和4(2022)年度▶令和8(2026)年度 2-3 障害者福祉 1 概要 障害のある方が自立して生活でき、自分らしさを発揮して活躍できるまちを目指します 5 施策の展開 ①障害福祉サービス提供体制の充実 ・障害福祉サービス事業者への助言や支援により、ライフステージに応じた適切なサービス提供体制を整備し、個々のニーズに応じたサービスを提供します。 ・障害のある方の生活を地域全体で支える居住支援の機能として、地域生活支援拠点等の整備や、医療的ケアを必要とする方にも対応できる支援体制の整備を推進します。 ②障害のある方の就労支援の充実 ・君津市障害者地域自立支援協議会での協議や、関係者への助言や支援により連携を強化し、農業など様々な職種への就労の場を創出することで、就労支援体制の充実を図ります。 ・就労継続支援事業所やハローワーク、商工会議所、生活自立支援センター等と連携し、就労機会の確保を図ります。 ・障害福祉サービス費の給付により、福祉的就労による収入の増加を図り、障害のある方の就労定着支援の充実を図るとともに、安定して通所できる環境整備を進めます。 ③障害のある方の相談支援体制の強化 ・相談支援事業により、障害のある方やその家族等のニーズに応じた適切な支援を行います。 ・各種相談窓口の周知を強化することで、障害のある方やその家族等が気軽に相談できる体制を整備します。 ・総合的、専門的な相談業務や、相談支援事業者への専門的指導、助言など、地域の相談支援の中核を担う「基幹相談支援センター」の機能を充実させ、障害のある方やその家族が安心して生活できる支援体制の強化を図ります。 ④障害のある方が自分らしく暮らせる環境づくり ・地域で安心して暮らせるよう、障害のある方が求める必要かつ適度な配慮を行うとともに、市民のバリアフリー意識の醸成を図り、障害への理解を促進します。 ・君津市社会福祉協議会との連携により、成年後見制度や権利擁護に関する制度の活用を促進します。 ・近隣市や関係機関と連携し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。	1 サービス提供体制を充実させ、自己決定の尊重と意思決定を支援 1 障害福祉サービスの充実 ○障害のある人の福祉サービスに対する多様なニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が必要。 2 地域生活支援事業の充実 ○障害のある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、関係機関やサービス提供事業所等と連携するための仕組みづくりや、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの提供、支援を行うことが必要。 3 相談支援体制の構築 ○障害のある人のニーズに応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要。 4 情報提供体制の充実 ○障害のある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要ときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めることが必要。 2 地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進 1 地域生活への移行支援 ○地域移行を支援するため、多様化するニーズに対応した相談体制の強化や各種サービスの提供体制を整備していくことが必要。 2 住宅・生活環境の整備(居住の場の充実) ○障害のある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障害の状況に応じた居住の場を整えることが必要。 3 地域支援体制の強化 ○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備が必要。 4 発達障害者とその家族の支援 ○障害や発達に遅れのある子どもに対して早期から発達段階に応じた支援が重要。また、子どもの発達への家族の不安を丁寧に受け止め、適切な支援につなげる必要がある。 5 社会参加を支える取組 ○今後も、多様な交流機会づくりに努め、障害のある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていくことが必要。 6 就労の促進・充実 ○障害の特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要。 ○一般企業による雇用の促進や福祉的就労の推進に向け、障害への理解や就労環境の改善に積極的に取り組んでいくことが必要。また、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要。 7 スポーツ・文化活動の充実 ○身近な地域で継続的にスポーツに親しめるよう、機会の一層の充実を図るとともに、芸術文化活動や余暇活動を通じた人との相互交流や障害の理解について、啓発を図ることが必要。 8 コミュニケーション・移動支援施策の充実 ○視覚・聴覚障害のみならず、様々な特性や一人一人の状況、必要性に応じた、コミュニケーション手段の確保に努めていくことが必要。 ○積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保が必要。障害者の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくすることが必要。 3 障害のある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築 1 障害児の健やかな育成のための発達支援 ○障害のある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や、障害の特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが必要。 ○障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就	誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち	1 サービス提供体制を充実させ、自己決定の尊重と意思決定を支援 1 障害福祉サービスの充実 2 地域生活支援事業の充実 3 相談支援体制の充実【重点】 4 情報提供体制の充実	(1) 障害福祉サービスの提供体制の充実 (2) 障害福祉サービスの円滑な運営体制 (1) 地域生活支援事業の提供体制の充実 (1) 身近な相談窓口の充実等 (2) 地域での相談活動の充実 (3) 障害者ケアマネジメント体制の充実 ・重層的な支援体制の強化 (1) 情報提供の際の配慮	
	基本目標 2 地域生活への移行と定着を支援し、社会参加を促進 <施策の進行方向> 1 地域生活への移行支援 2 住宅・生活環境の整備(居住の場の充実) 3 地域支援体制の強化 4 発達障害者とその家族の支援 5 社会参加を支える取組 6 就労の促進・充実【重点】 7 スポーツ・文化活動の充実 8 コミュニケーション・移動支援施策の充実	3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣 4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害者に配慮した支援 ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備 5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保 ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供 6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援	1 地域生活への移行支援 ○地域移行を支援するため、多様化するニーズに対応した相談体制の強化や各種サービスの提供体制を整備していくことが必要。 2 住宅・生活環境の整備(居住の場の充実) ○障害のある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障害の状況に応じた居住の場を整えることが必要。 3 地域支援体制の強化 ○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備が必要。 4 発達障害者とその家族の支援 ○障害や発達に遅れのある子どもに対して早期から発達段階に応じた支援が重要。また、子どもの発達への家族の不安を丁寧に受け止め、適切な支援につなげる必要がある。 5 社会参加を支える取組 ○今後も、多様な交流機会づくりに努め、障害のある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていくことが必要。 6 就労の促進・充実 ○障害の特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要。 ○一般企業による雇用の促進や福祉的就労の推進に向け、障害への理解や就労環境の改善に積極的に取り組んでいくことが必要。また、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要。 7 スポーツ・文化活動の充実 ○身近な地域で継続的にスポーツに親しめるよう、機会の一層の充実を図るとともに、芸術文化活動や余暇活動を通じた人との相互交流や障害の理解について、啓発を図ることが必要。 8 コミュニケーション・移動支援施策の充実 ○視覚・聴覚障害のみならず、様々な特性や一人一人の状況、必要性に応じた、コミュニケーション手段の確保に努めていくことが必要。 ○積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保が必要。障害者の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくすることが必要。 3 障害のある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築 1 障害児の健やかな育成のための発達支援 ○障害のある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や、障害の特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが必要。 ○障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就	誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち	1 地域生活への移行支援 2 住宅・生活環境の整備(居住の場の充実) 3 地域支援体制の強化 4 発達障害者とその家族の支援 5 社会参加を支える取組 6 就労の促進・充実【重点】 7 スポーツ・文化活動の充実 8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援・移動支援施策の充実	(1) 地域生活移行への支援 (2) 地域自立生活の支援・促進 (3) 「日中活動の場」の充実 ・家族に対する総合的な支援(ヤングケアラー等に対する支援) (1) 住宅のバリアフリー化の促進 (2) グループホーム等への支援 (1) 地域生活支援拠点等の整備 (1) 発達障害者の早期発見・早期支援 (1) 文化・芸術活動の振興 (2) 視覚障害のある人の読書環境の整備 (1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の促進 (1) スポーツ・レクリエーション・余暇活動等の促進 (2) 生涯学習の促進 (1) 外出・移動支援施策の推進 (2) コミュニティバスの利用に関する支援 (3) コミュニケーション支援施策の充実 (4) 情報バリアフリーの促進(情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実)		

第３次君津市障害者基本計画		国の方針	市の方向性	君津市の課題	第４次君津市障害者基本計画の体系（案）			
基本理念	計画の体系				基本理念	基本目標	施策の進行方向	施策の方向
<p>基本目標 3 障害のある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築</p> <p><施策の進行方向> 1 障害児の健やかな育成のための発達支援 2 療育支援体制の充実【重点】 3 障害児教育の充実 4 卒業後の進路対策の充実等 5 相談支援提供体制の強化</p> <p>基本目標 4 安全で安心なまちづくりの推進</p> <p><施策の進行方向> 1 保健・医療施策の推進 2 災害や感染症対策の充実【重点】 3 防犯対策の充実 4 生活支援のための施策の充実</p> <p>基本目標 5 障害のある人への理解を深め、ともに支え合う地域共生社会の実現</p> <p><施策の進行方向> 1 人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進 2 権利擁護のための施策の充実 3 「福祉の心」づくりと地域での支え合い活動の推進【重点】 4 依存症対策の推進</p>	<p>・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築</p> <p>・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討</p> <p>7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実</p> <p>・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保</p> <p>・障害のある子どもに対する支援の充実</p> <p>8. 教育の振興</p> <p>○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備</p> <p>・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及</p> <p>・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進</p> <p>・病気療養児への ICT を活用した学習機会の確保の促進</p> <p>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>○総合的な就労支援</p> <p>・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援</p> <p>・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用</p> <p>・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進</p> <p>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備</p> <p>・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり</p> <p>・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり</p> <p>・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり</p> <p>11. 国際社会での協力・連携の推進</p> <p>○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進</p> <p>・障害者分野における国際協力への積極的な取組</p> <p>・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信</p>	<p>「誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち」</p> <p>基本目標 1 「地域における支えあいの人・基盤づくり」</p> <p>(1) 地域参加・地域交流の促進</p> <p>①地域コミュニティ活動の推進 ②顔の見える関係づくりの推進 ③誰もが気軽に参加できるきっかけ・場の提供</p> <p>(2) 地域福祉の担い手の育成と支援</p> <p>①福祉人材の育成・確保 ②地域におけるボランティアや地域活動への支援 ③福祉への理解の推進</p> <p>基本目標 2 「誰もが安心して健康に暮らせるための環境づくり」</p> <p>(1) 健康で元気に暮らすための体制及び連携の強化</p> <p>①地域における多様な見守り体制の整備 ②運動習慣の定着とフレイル予防の推進 ③医療・保健・福祉の連携強化</p> <p>(2) 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>①避難行動要支援者対策の推進 ②外出等の支援 ③バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進</p> <p>基本目標 3 「適切な支援へつなげる体制づくり、仕組みづくり」</p> <p>(1) 包括的・重層的な支援体制の強化</p> <p>①困難を抱える子どもへの支援 ②重層的な相談体制の強化 ③福祉に関する情報発信の充実 ④相談支援ネットワークの整備</p> <p>(2) 権利擁護の推進</p> <p>①権利擁護のための意思決定の支援 ②暴力・虐待の防止・早期発見 ③認知症等への対応 ④生活困窮者等への支援</p>	<p>労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要。</p> <p>2 療育支援体制の充実</p> <p>○各種健診や精密検査などを通じて障害を早期発見、早期療育につなげていくことが必要。また、子どもの成長や発達に応じて、適切な支援につなげていくことが必要。</p> <p>3 障害児教育の充実等</p> <p>○インクルーシブ教育の視点を持つ教員を育成し個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障害の有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要。</p> <p>4 卒業後の進路対策の充実</p> <p>○障害のある子どもが自己決定した進路を実現させるためには、卒業から新生活へ移行する際、一貫した支援を行い、福祉・教育・労働等分野間の連携を強化しながら総合的に支援していくことが必要。</p> <p>5 相談支援提供体制の強化</p> <p>○地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障害特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要。</p> <p>4 安全で安心なまちづくりの推進</p> <p>1 保健・医療施策の推進</p> <p>○障害者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要。</p> <p>2 災害や感染症対策の充実</p> <p>○福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取組が必要。</p> <p>3 防犯対策の充実</p> <p>○日頃から障害のある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、障害特性に応じた配慮や対策が必要。障害者や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域の見守りを活性化することにより、地域における防犯対策を推進することが必要。</p> <p>4 生活支援のための施策の充実</p> <p>○障害のある人が、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、それぞれの障害の特性等に応じた、各種サービスや手当等の利用促進を図るため、必要な支援をすることが必要。</p> <p>5 障害のある人への理解を深め、ともに支え合う地域共生社会の実現</p> <p>1 人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進</p> <p>○既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが必要</p> <p>2 権利擁護のための施策の充実</p> <p>○成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要。</p> <p>○差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障害に関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障害のある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要。</p> <p>3 「福祉の心」づくりと地域での支え合い活動の推進</p> <p>○障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、市民の障害への理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発や福祉教育を進めていくことが必要。</p> <p>4 依存症対策の推進</p> <p>○家族や友人など周りの人が、依存症について正しい知識と理解を持ち、当事者の方に対し、早めに治療や支援につなげていくこと等が必要</p>	<p>3 障害のある子どもが自分らしく成長できる、切れ目のない支援体制の構築</p>	<p>1 障害児の健やかな育成のための発達支援</p> <p>2 療育支援体制の充実【重点】</p> <p>3 障害児教育の充実等</p> <p>4 卒業後の進路対策の充実</p> <p>5 相談支援提供体制の強化</p>	<p>(1) 質の高い専門的な発達支援の充実 (2) 切れ目のない一貫した支援</p> <p>(1) 早期からの療育支援体制 (2) 療育支援体制の整備</p> <p>(1) 就学支援の充実 (2) 就学相談・教育相談の充実 (3) 学校施設の整備 (4) 特別支援教育の推進 (5) 放課後児童対策の推進</p> <p>(1) 就労・訓練・活動の支援</p> <p>(1) 障害児相談支援の充実</p> <p>(1) 疾病の予防と早期発見 (2) 医療給付などの利用促進 (3) 精神保健・難病1患者支援の推進・重度障害者等（強度行動障害、重症心身障害等）への支援</p> <p>(1) 緊急通信手段の充実 (2) 災害対策の推進 (3) 感染症対策の周知・啓発</p> <p>(1) 防犯対策の充実</p> <p>(1) 各種手当等の利用促進</p>		
					<p>4 安全で安心なまちづくりの推進</p>	<p>1 保健・医療施策の推進</p> <p>2 災害や感染症対策の充実【重点】</p> <p>3 防犯対策の充実</p> <p>4 生活支援のための施策の充実</p>	<p>(1) 疾病の予防と早期発見 (2) 医療給付などの利用促進 (3) 精神保健・難病1患者支援の推進・重度障害者等（強度行動障害、重症心身障害等）への支援</p> <p>(1) 緊急通信手段の充実 (2) 災害対策の推進 (3) 感染症対策の周知・啓発</p> <p>(1) 防犯対策の充実</p> <p>(1) 各種手当等の利用促進</p>	
					<p>5 障害のある人への理解を深め、ともに支え合う地域共生社会の実現</p>	<p>1 人にやさしい「福祉のまちづくり」の推進</p> <p>2 権利擁護のための施策の充実</p> <p>3 「福祉の心」づくりと地域での支え合い活動の推進【重点】</p> <p>4 依存症対策の推進</p>	<p>(1) 「福祉のまちづくり」の推進</p> <p>(1) 権利行使の支援 (2) 差別・虐待防止対策の推進（事業所等への働きかけの強化等）</p> <p>(1) 広報・啓発・普及活動の充実 (2) 福祉・人権教育の推進 (3) 学校等での交流・共同学習の推進 (4) ボランティア活動の充実</p> <p>(1) 依存症の理解を深めるための普及啓発 (2) 相談体制の充実と関係機関との連携</p>	